

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 8 年 6 月 1 日現在＞

1. 当会が提供するサービスについての相談窓口

電話 (053) 401-0082 (午前8時30分～午後5時まで)

担当 宮上 夏世

*ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2. J A静岡厚生連遠州病院居宅介護支援事業所 (名称) の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	J A静岡厚生連遠州病院
所在地	浜松市中央区中央一丁目1番1号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (静岡県2217110069号)
サービスを提供する地域*	浜松市 中央区(雄踏、舞阪を除く)、浜名区(新都田、滝沢、都田、鷲沢)

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 (主任介護支援専門員)		1名	0名	業務管理 他	1名
介護支援専門員	看護師 作業療法士	2名 (内1名兼務) 1名	0名	サービス計画 作成の支援他	3名 管理者兼務

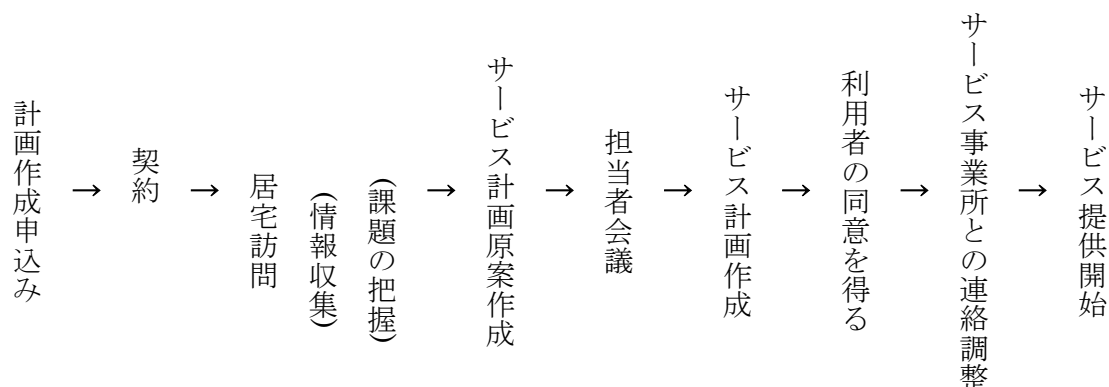
(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時
土曜日 (第1・第3)	午前8時30分～午後12時30分

国民の祝日、開院記念日、第2・4・5土曜日、年末年始、理事長の定めた休日を除く

*緊急時連絡先(24時間可)遠州病院居宅介護支援事業所 (053) 401-0082

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料

介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて利用料をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日浜松市の窓口へ提出致しますと、差額の支払いを受けることができます。

*各単位数に浜松市の地域区分10、21を乗じた額が、利用料金となります。

① 居宅介護支援費

1ヶ月につき要介護1、2	1,086単位
要介護3、4、5	1,411単位

②他適応時に次の加算があります。

・居宅介護費に付随

特定事業所加算Ⅰ	519単位
特定事業所加算Ⅱ	421単位
特定事業所加算Ⅲ	323単位
特定事業所加算A	114単位
特定事業所医療介護連携加算	125単位

初回加算	300単位
退院退所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	450～900単位
入院情報連携加算(Ⅰ)、(Ⅱ)	250又は200単位
ターミナルケアマネジメント加算	400単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
通院時情報連携加算	50単位

処遇改善加算 介護職員等処遇改善加算 1ヶ月あたり所定単位数の2.1%

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、実費をいただきます。

- ①実施地域を越えた地点から片道10km以上20km未満 500円
- ②以降、10km毎 500円

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お申し込み後に面談をいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ②当会の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援（1、2）と認定された場合
 - ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

ご利用者やご家族などが当会や当会の介護支援専門員に対して本契約を継続し
難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサー
ビスを終了させていただく場合がございます。

【居宅介護支援にあたっての禁止行為】

- ア、故意による暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
- イ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為。
- ウ、サービス利用中に利用者本人以外の写真や動画等を撮影・録音すること及び
これらをインターネット等に掲載すること。

6. 当会の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

1. 市からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施する。
2. 要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成すると共に、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整・介護保健施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

1. 市からの委託を受けて行う訪問調査
2. 居宅サービス計画の作成（介護支援専門員の担当件数は標準担当件数に準ずる）
3. サービス事業所との連絡調整・介護保険施設の紹介
4. 要介護認定申請の代行

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	－	<例>全社協版
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料 その他	－	前記4の（3）参照

7. 居宅介護支援の提供の留意点

- (1) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、過去6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合をご利用者に説明します。この情報は、介護サービス情報公表制度においても公表をしております。
- (2) 入院時には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため早期に病院等と情報共有をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (3) 虐待の発生と再発防止対策を検討するために、院内虐待・DV対策委員会マニュアルに沿って利用者の安全の確保を図ることとしていきます。
- (4) 感染症の予防とまん延の防止対策を検討するために、院内感染対策委員会マニュアルに沿って利用者の安全確保を図ることとしていきます。
- (5) 介護保険法に基づき、当事業所の介護支援専門員が行う業務は、居宅サービス計画の作成および他事業所等との連絡調整が主となります。
そのため、日常の雑務や見守り、日常的な電話等による安否確認、買い物、外出支援、金銭管理等を介護支援専門員が代行することはできません。また、救急車同乗や通院時の付き添いや送迎についても、原則として実施いたしません。

8. サービス内容に関する苦情

①当会利用者様相談・苦情担当

当会の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 宮上 夏世 電話 (053) 401-0082

②その他

当会以外に・区市町村の相談・苦情窓口・国保連合会相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 浜松市

担当 介護保険課 電話 (053) 457-2374

国保連合会 介護保険担当 電話 (054) 253-5580

9. 当会の概要

名称・法人種別 静岡県厚生農業協同組合連合会

代表者役職・氏名 代表理事理事長 荒田 庄治

本会所在地 静岡県静岡市駿河区曲金3丁目8番1号
電話番号 (054) 284-9864

定款の目的に定めた事業

1. 医療に関する事業
2. 保健に関する事業
3. 老人の福祉に関する事業
4. 全各号の事業に附帯する事業

営業所等

居宅介護支援
訪問看護
訪問リハビリ
通所リハビリ
介護老人福祉施設・介護老人保健施設